

令和元年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部
(改定日:令和元年7月1日)

令和2年度 ガラスびん再生処理事業登録の申請について

1. 登録対象者

- (1) 登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足る施設、人員及び財政的基礎を有する者に限ります。
- (2) 再生処理施設は、令和元年9月30日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。
(令和元年10月1日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。)
- (3) 令和元年7月31日時点において、法人の場合は、会社設立後、1年を経過していること、また個人の場合は、事業開始後、1年を経過していること。但し、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限りますので、内容を必ずご一読下さい。

2. 申請書類記載事項の基準日

申請書類記載事項の基準日は、申請日直前1年の営業年度の終了日とします。

3. 登録申請のための提出書類

登録申請のためには次の3種類に大別される書類を提出して下さい。

提出の要否は、別表1「令和2年度登録申請書類一覧」を参照して下さい。

提出部数は、正・副(コピー)の2部提出して下さい。

(1) 様式類

様式1～4、詳細は資料3の「登録申請のための様式類について」及び資料4の「様式類の作成方法」を参照して下さい。

様式4は新規登録申請事業者と、その他の原材料の再生処理を行う全ての事業者の提出が必要です。

(2) 経営関連等の書類

詳細は資料6の「経営関連等の提出書類および提出に当たっての注意事項について」、資料7の「財政的基礎審査について」を参照して下さい。

(3) 施設関連の書類

詳細は資料8の「施設関連の提出書類について」を参照して下さい。なお、本年度の登録済み施設を変更し事前に資料を提出されていた場合であっても、再度、登録申請書類として一式まとめて提出して下さい。

4. 提出書類の作成方法

「資料2. 令和2年度ガラスびん再生処理事業登録申請提出書類チェックリスト」を用いて提出書類を作成して下さい。

- (1) 再生処理事業名および工場名を記入して下さい。
- (2) 平成31年度登録事業者であれば「登録あり」に、新規登録申請事業者(平成31年度未登録事業者)は「登録なし」に○をつけて下さい。
- (3) 書類の提出にあたっては、本様式を用いて必要書類の有無を確認し、確認済みの提出書類について「事業者」チェック欄に○印を記入して下さい。

- (4) 資料2の「令和2年度ガラスびん再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」に従って付したページ番号をページ欄に記入して下さい。ページ番号のない書類は提出されたとは見なされません。
- (5) 複数ページがある場合、最初と最後の間は記号(～)で表して下さい。
(例： 3-2-1～3-2-10)
- (6) 複数工場により再生処理を行う場合は、工場数分だけ本用紙をコピーし、各工場毎にチェックリストを作成・提出して下さい。
- (7) 提出書類は返却しません。提出の前に必ずコピーをとり、保管して下さい。
- (8) 提出書類に不備、未提出があった場合、審査不合格となることがあります。提出書類の有無および内容について再々確認して下さい。

5. 書類のまとめ方

提出書類の部数、寸法、綴じ方、頁番号等については、資料9の「登録申請書類の提出要領」に従って下さい。

6. 提出期限

・提出期限は、令和元年7月31日(水)(当日消印有効)です。

・登録申請に当たっては、必要書類を、当協会ガラスびん事業部宛に配達記録が残る(当協会が受取時に押印又は署名を行う)方法で郵送して下さい。(事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送日の残らない郵便や、ゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」(書留)や「レターパックプラス」で送付して下さい。また、配達記録が残る(当協会が受取時に押印又は署名を行う)必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限(縦/横/高さの合計が90cm以内でかつ4kg以下)を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付して下さい。)なお、提出された事業者登録申請書類は返却いたしません。

・提出期限内に提出すべき全ての書類が揃わない場合には、審査不合格となりますので、提出の際には十分にご注意下さい。

●申請書類の送付先及び問合せ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部
TEL:03-5532-8695、8592 FAX:03-5532-8515
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル

以上

別表1 令和2年度登録申請提出書類一覧

NO.	書 類	工場 毎	H31年度登録事業者		未登録事業者 注5	
			びんの 原料	その他の 原材料	びんの 原料	その他の 原材料
1	登録申請提出書類チェックリスト(資料2) 様式-1から4までの書類	◎	○	○	○	○
2	再生処理事業者登録申込書-本社(様式1)		○	○	○	○
3	再生処理事業者登録申込書-工場(様式2)	◎	○	○	○	○
4	原料調達方法および再商品化製品の用途別販売量(様式2の付属書)	◎	○	○	○	○
5	(びんの原料)再商品化製品引き取り同意書-本社間(様式3-1)		○	△	○	△
6	(びんの原料)再商品化製品引き取り同意書-工場間(様式3-1-1)	◎	○	△	○	△
7	(その他の原材料)再商品化製品引き取り同意書-本社間(様式3-2)		▲ 注4	○	▲ 注4	○
8	(その他の原材料)再生処理事業者が再商品化製品利用事業者となる場合の最終販売先(様式3-2の付属書) 注1	◎	▲ 注4	▲	▲ 注4	▲
9	(その他の原材料)再商品化製品引き取り同意書-工場間(様式3-2-1)	◎	▲ 注4	○	▲ 注4	○
10	再生処理事業計画書(様式4-1、4-2)		▲ 注4	○	○	○
	再生処理事業計画書(様式4-3)	◎	△	○	○	○
	再生処理事業計画書(様式4-4)		△	○	○	○
経営関連等の提出書類						
11	登記簿謄本または住民票等		○	○	○	○
12	財務関係書類①					
	貸借対照表及び損益計算書(直近1年分) 貸借対照表及び損益計算書(直近3営業年度分)		○	○	△	△
13	財務関係書類②(財政的基礎審査資料)					
	債務超過事業者等の財務関連書類 注2		▲	▲	▲	▲
14	国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等(資料6-4参照、6-5) 注3		○	○	○	○
15	代表者登録印の印鑑証明		○	○	○	○
16	相談役及び顧問に関する書類(資料6-6) 百分の五以上の出資者に関する書類(資料6-6)		○	○	○	○
17	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書		○	○	○	○
施設関連の提出書類						
18	1) 施設変更等説明書(施設別紙2)	◎	○	○	○	○
19	2) 設備ラインフロー図(施設別紙3-A・B)	◎	○	○	○	○
20	3) 設備レイアウト図(施設別紙4)	◎	○	○	○	○
21	4) 設備機器リスト・機器の基本的仕様	◎	○	○	○	○
22	5) 主要機器の仕様書・外形図	◎	○	○	○	○
23	6) 立地付近見取図(施設別紙5)	◎	○	○	○	○
24	7) 配置図(施設別紙6)	◎	○	○	○	○
25	8) 設備物質収支	◎	○	○	○	○
26	9) 設備能力算定根拠	◎	○	○	○	○
27	10) 操業体制	◎	○	○	○	○
	10) 事業責任者・担当者略歴・資格・計量器・重機等リスト(施設別紙7)(資格・証明書の写しがあれば添付すること) 10) 台貫の検定証(写し)ないし計量事業者登録証(写し)	◎	○	○	○	○
28	11) 品質規格・品質管理	◎	○	○	○	○
29	12) 原料・製品・残渣の保管場所の位置、広さ、保管容量、舗装の状態	◎	○	○	○	○
30	13) 建築確認済証の写し	◎	※	※	○	○
31	14) 土地建物の登記簿謄本等	◎	※	※	○	○
32	15) 土地の公図の写し	◎	※	※	○	○
33	16) 廃棄物(残渣)の処理の流れ(施設別紙8)	◎	○	○	○	○
	16) 産業廃棄物処理委託契約書の写し	◎	○	○	○	○
	16) 施設別紙8に記載の全事業者の許可証の写し	◎	○	○	○	○
34	17) 一般廃棄物処理施設設置許可証の写し	◎	○	○	○	○
	17) 施設使用前検査確認済証の写し	◎	○	○	○	○
35	18) 特定施設設置届の写し	◎	○	○	○	○
36	19) 再生施設の立ち上げ全体スケジュール	◎	※	※	○	○
37	20) 再生処理施設(機器)の売買契約書及び仕様書の写し	◎	※	※	○	○
38	21) 試運転計画書等	◎	※	※	○	○

○:要提出 (◎:再生処理工場毎提出) ▲:提出要件に合致する場合は提出 △:提出不要

※:平成31年度登録済既存施設で、変更がある場合は提出、変更がない場合は提出不要

(変更のある書類には、変更箇所がわかるようにマーク等で変更箇所を示すこと)

注1. NO.8その他の原材料の最終販売先(様式3-2の付属書)は、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一となる場合や同一のグループ企業の場合に提出

注2. NO.13債務超過事業者等の財務関係書類は、資料7の「財政的基礎審査について」の4項参照

注3. NO.14申告書及び納税証明書等は、資料6別紙1「納税証明等について」を参照の上、必要書類を提出

注4. びんの原料の再生処理事業者で、その他の原材料の再生処理も行う事業者

注5. 未登録事業者とは新規登録申請事業者(平成31年度未登録事業者)を言います。